

割賦販売契約（分割払い）に関する重要事項説明書

本書面は、割賦販売契約にあたり、注意が必要な重要事項についてご説明するものです。契約成立後、割賦販売法および特定商取引法に基づく交付書面となりますので、大切に保管して下さい。

株式会社 Line at が提供する新生活ねっとサービス等のサービス利用契約と割賦販売契約は別の契約です。

割賦販売契約について

割賦販売契約とは、お客様が当社から商品を購入する際、その代金を当社に対し月々分割してお支払いいただく契約です。

- ・お支払い方法およびお支払い日は、賃貸ねっとサービスと同一です。
- ・賦払金は新生活ねっとサービスのご利用料金とあわせてご請求致します。
- ・新生活ねっとサービスを解約した場合は、購入代金より、それまでお支払いいただいた割賦金を差し引いた残債務を、一括でお支払いいただきます。
- ・当社審査基準に基づく審査を行い、割賦販売契約をお断り、またはお申込み内容の変更をお願いする場合がございます。

割賦販売条件説明

本書は、新生活ねっとサービス約款に基づく、指定回線の契約者用の割賦販売条件の説明となります。

1. 割賦販売事業者の名称および住所

株式会社 Line at

164-0021 東京都中野区本町一丁目 28 番 2

2. 割賦販売の契約に関するお問い合わせ先

新生活ねっとカスタマーセンター

メール等でのお問い合わせ窓口：info@shinseikatsu-net.com

お電話でのお問い合わせ窓口：0120-829-425

営業時間：11：00～19：00（年末年始、ビルメンテナンス日除く）

3. 商品名および型式：弊社指定の無線 LAN ルーター

4.商品の製造者：弊社指定のメーカー

5.商品の数量 1 個

6.分割払の内容

割賦販売価格（支払総額）：13,200 円（税込） 初回支払額（頭金）：0 円 分割払金：550 円（税込）

支払回数/支払期間 24 回/24 ヶ月 実質年率：16.67% ※商品提供開始月から分割払金ご請求させて頂きます。

7.分割払金の支払の時期および方法

指定回線の支払時期および方法に準じます。

8.商品の引渡し時期

割賦購入契約完了後、指定住所へのお届けを予定しております。

9.契約の解除に関する事項

(1)お客様による解除

割賦販売契約は、お客様が商品の利用を停止した場合または解除した場合であっても引き続き有効に存続します。お客様が割賦販売契約に基づく債務を完済する前に商品の利用を停止または解除した場合は、お客様は、分割払金の残額を一括して支払うものとします。なお、お客様は、割賦販売契約第 12 条に定める事由に該当した場合を除き、割賦販売契約を解除することはできません。

(2)当社による解除

お客様が割賦販売契約第 9 条に定める事由に該当した場合には、当社は割賦販売契約第 9 条に基づき割賦販売契約を解除することができるものとします。

10.所有権の移転に関する事項

商品の現実の引渡しが完了した時に商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

11.支払時期の到来していない分割払金の支払を請求することについての定め

お客様が割賦販売契約第 9 条に定める事由に該当した場合には、割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに分割払金の残額を一括して支払うこととします。

12.分割払金の支払の義務が履行されない場合の遅延損害金の定め

お客様が分割払金の支払を遅滞したときは、割賦販売契約第 10 条に基づき、遅延損害金をお支払いいただきます。

特記事項（割賦販売契約の撤回または解除に関して）

- 1.商品を受領した日から起算して8日間は電話または書面により割賦販売契約（以下「契約」といいます）の申込みの撤回または解除ができます。
- 2.契約の申込みの撤回または解除を書面でおこなう場合は、その旨の書面を当社に発信した時に効力を生じます。電話にてお申出いただくかハガキ等に必要事項（申込日または契約日、氏名、住所、購入した商品名、契約を解除しようとする旨）をご記入のうえ、当社宛に郵送下さい。

«電話によるお申出の場合»

0120-829-425（営業時間：11：00～19：00）

«書面によるお申出の場合»

送付先名称：株式会社 Line at 新生活ねっとカスタマーセンター

送付先住所：〒170-0013

東京都豊島区東池袋一丁目 19 番 10 号 太陽ビル 4F

3.前項に従って、契約の申込みの撤回または解除をした場合、①商品の引取や返還に要する費用は、当社負担となります。②商品を使用した場合でも、当社に対し商品等の代金等を支払う必要はありません。③当社に支払った金銭は、速やかに当社から返還を受けられます。④契約の申込みの撤回または解除した商品は、当社に返還下さい。

4.前項にかかわらず、商品を受領した月の翌月末日までに返送がない場合、特記事項は適用外となり商品一括販売価格（13,200円（税込））を請求させていただきます。

5.新生活ねっとサービスの契約に係るもの（契約事務手数料、ご利用料金、契約解除料等）は、割賦販売契約の申込みの撤回または解除の対象外となります。